

第26回成田市農業委員会総会議事録

令和7年8月7日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和7年8月7日（木）
午後1時30分から午後3時5分
2. 開催場所 成田市役所 議会棟3階 全員協議会室
3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 19名

議長 諏訪恵昨

1番	木村知子	10番	森川光江
2番	大竹卓	11番	矢崎光二
3番	宮城敏彦	12番	萩原孝次
4番	田中敏雄	13番	小川美智子
5番	浅井弘一	15番	宇井甲司郎
6番	京相稔	16番	泉水厚子
7番	加藤茂	17番	藤崎明
8番	渡邊義行	18番	坂田一郎
9番	諏訪和恵	19番	湯浅恵介

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 買受適格証明願について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年8月）について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	渋沢 淳
主幹兼振興係長	鎌形 清人
農地係長	椎名 俊亮
主査	青柳 紀生
主任主事	伊藤 和輝

8. 傍聴人

なし

○議長（諏訪会長） 本日の出席委員は19名全員です。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第26回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、7月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、
17番 藤崎 明 委員、18番 坂田 一郎 委員 の両名を指名いたします。
また、書記に 鎌形 主幹 兼 振興係長 を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 買受適格証明願について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年8月）について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（渋沢事務局長の挙手あり）

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で11件の申請がございました。

1番、北須賀にお住まいの譲受人が、北須賀にお住まいの譲渡人が所有する、北須賀の畑1筆、1,657㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「後継者もいないため、経営規模を縮小したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、奈土にお住まいの譲受人が、奈土にお住まいの譲渡人が所有する、奈土の田3筆、1,740㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「後継者もいないため申請地を譲渡したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

3番、香取市にお住まいの譲受人が、千葉市中央区の破産管財人が管理する、大沼の畑2筆、3,650.53㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「破産管財業務のため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

4番、台方にお住まいの譲受人が、台方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の畑2筆、985.17㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「耕作面積拡大と、自宅に近いため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続により取得した農地が、会社員であり、管理が困難であるため譲渡したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5番、台方にお住まいの譲受人が、八街市にお住まいの譲渡人が所有する、台方の畑1筆62㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「耕作面積拡大と、自宅から近いため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続により取得した農地だが、遠方に住んでおり、自身で耕作、管理が困難なため譲渡したい」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

議案集5ページでございます。

6番、十余三にお住まいの譲受人が、十余三にお住まいの譲渡人が所有する、十余三の畑1筆、699㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅敷地に隣接しているため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続により取得したが、高齢で耕作ができないため譲渡したい」

というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

7番、北須賀にお住まいの譲受人が、鹿児島県奄美市にお住まいの譲渡人が所有する、船形の田3筆、北須賀の畑2筆並びに下方干拓の田1筆、合計6筆7, 254㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く耕作に便利のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「市外に転出したため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料7ページ、8ページに案内図がございます。

議案集6ページでございます。

8番、東京都足立区及び大田区にお住まいの譲受人が、久井崎にお住まいの譲渡人が所有する、久井崎及び稲荷山の畑13筆、合計4, 069㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業を始めるにあたって、転居予定地に隣接する申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢かつ農業に従事する後継者がいないため譲渡したい」というもので、総会資料9ページに案内図がございます。

続きまして、②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、印旛郡栄町にお住まいの受贈者が、市原市にお住まいの贈与者が所有する津富浦の畑1筆、及び臼作の畑2筆、合計2, 960㎡の贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「農業を始めるにあたって、面積、使いやすさなどの条件が一致したため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「遠方で管理が難しいため」というもので、総会資料10ページに案内図がございます。

議案集7ページでございます。

③使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

印旛郡酒々井町にお住まいの借受人が、下方にお住まいの貸付人が所有する、下方の畑2筆、合計1, 055㎡に使用貸借権を設定したいという申請でございます。

借受人の事由は、「農業を始めるにあたり、祖父から申請地を借りたい」というもので、引き続き自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

貸付人の事由は、「孫が農業を始めるにあたり、農地を貸して、農業のノウハウを教えたい」というもので、総会資料11ページに案内図がございます。

続きまして、④賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。

東町にお住まいの賃借人が、大清水にお住まいの賃貸人が所有する、吉倉の畑1筆、

合計 9, 893 m²に賃借権を設定したいという申請でございます。

賃借人の事由は、「農業経営の拡大のため」というもので、引き続き自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

賃貸人の事由は、「耕作する予定がない農地のため貸したい」というもので、総会資料 12 ページに案内図がございます。

以上で「議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3 条①売買の 1 番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第 1 号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第 4 号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間 150 日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第 6 号の「地域との調和要件」ですが、売買の 1 番は、畑 1 筆を取得し、トマト、キュウリを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の 1 番は、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3 条①売買の 2 番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第 1 号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第 4 号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間 150 日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第 6 号の「地域との調和要件」ですが、売買の 2 番は、田 3 筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の 2 番は、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の場合に当てはま

らないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、畑2筆を取得し、じゃがいもを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の4番及び5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、現況：畑2筆を取得し、葱、トマト、茄子、胡瓜、ピーマンを作付けし、売買の5番は、畑1筆を取得し、葱、トマト、茄子、胡瓜、ピーマンを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番及び5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、畑1筆を取得し、

甘藷、落花生を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の7番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、田4筆、畑2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の8番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の8番は、畑13筆を取得し、ブルーベリー、ぶどう、キウイフルーツ、にんじんを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の8番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。
(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 去る8月4日、午後1時から成田市役所議会棟全員協議会室におきまして、第1小委員会を開催いたしました。

農業委員6名、農地利用最適化推進委員4名、合計10名の出席により、新規就農に係る面接3件の他、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件及び買受適格証明願については写真による確認、農地法第5条許可申請案件及び農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は、印東体育館の北西、市道角川八代線の東側に隣接する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の2番につきましては、申請地は、奈土公民館の北東、市道奈土6号線の北側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「水田として耕作しているようだが、その詳細について教えてほしい。」との質問があり、事務局からは「今まで、古小作で譲受人が借りて作っていましたが、今回、売買で取得するにあたり、総会議案28ページの1番に記載のとおり、18条6項の手続きで一旦解約し、3条の売買手続きを行うものです。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。
続きまして、①売買の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の3番につきましては、申請地は、大沼公民館の北東、市道 大沼3号線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。
続きまして、①売買の4番及び5番につきましては、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の4番及び5番につきまして、申請地は、台方公民館の北東、市道 宗吾北須賀線の北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番及び5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番及び5番を採決いたします。
なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、①売買の4番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。

続きまして、①売買の5番を採決いたします。小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の6番につきましては、申請地は、十余三駐在所の南西、市道十余三駒井野線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。

続きまして、①売買の7番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の7番につきましては、申請地は点在しますが、北須賀青年館の北東、市道 北須賀大竹線の西側と北側、ならびに市道角川八代線の南側、及び下方青年館の南西、市道下方5号線の西側に位置する農地で、田及び畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「売買の2番と同様に、水田として耕作しているようだが、その詳細について教えてほしい。」との質問があり、事務局からは「譲受人以外の方が中間管理機構の賃貸借により耕作を行っていましたが、総会議案32ページの18番に記載のありますとおり、18条6項の手続きで解約し、売買の手続きを行おうとするものです。今年の収穫までは、賃貸借により耕作を行っていた人が行い、来年からは、譲受人が耕作を行います。」との回答がありました。審査の結果、特に異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の7番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。

続きまして、①売買の8番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の8番につきましては、申請地は、久井崎公民館の北西、市道津富浦成井線の北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。また、新規就農のため、小委員会で面接調査を行いました。審査の結果、特に異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の8番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○矢崎委員 譲受人が2名の共有となっていますが、2名の関係を教えてください。また、家族構成が4名で農業従事者が2名となっているのですが、その家族構成についても教えてください。年齢も教えてください。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 譲受人は親子であり、子の家族が3名で合計4名です。子が33歳、親が78歳です。いじょうでございます。

○議長 その他質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の8番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番は可決されました。

次に、②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、現況：畑3筆を取

得し、甘藷等を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、②贈与の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。
(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条②贈与の1番につきましては、申請地は、臼作公民館の東、市道一坪田臼作線の東側に位置する農地及び、臼作公民館の西、市道花立台前畑線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。また、新規就農のため、小委員会で面接調査を行いました。審査の結果、特に異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。
次に、③使用貸借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。
(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条③使用貸借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。
許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の1番は、畑2筆を借り受け、小松菜、きゅうりを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集

団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから使用貸借権の設定の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、借受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、③使用貸借権の設定の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条③使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、公津スポーツ広場の北西、市道下方殿谷蛭田線の南及びに北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。また、新規就農のため、小委員会で面接調査を行いました。

審査の中で委員より、「面接の中で、元々農業を手伝っていると説明があったが、わざわざ新規就農とするメリットはあるのか。」との質問があり、事務局からは「将来、農家住宅を建てる予定があり、そのための要件をクリアするため、新規就農扱いとしております。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③使用貸借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(京相委員の挙手あり)

○議長 京相委員

○京相委員 借受人は何歳でしょうか。また、現在の職業を教えてください。申請面積が大きいので、耕作できるのでしょうか。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 37歳です。現在農業に従事しております。

○議長 その他質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、④賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願い

します。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条④賃借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は、畑1筆を賃借し、ぶどうを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、賃借人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、④賃借権の設定の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条④賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、遠山小学校の北西、市道吉倉大日入線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「経営面積の約1.4ヘクタールは何を作っているのか教えてほしい。」との質問があり、事務局からは「主にぶどう、栗の他、スイカ・メロンなどの夏野菜を作っています。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、④賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集8ページをお開き願います。

「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で4件の申請がございました。

①売買は2件の申請がございました。

1番、吉岡にお住まいの譲受人が、八代にお住まいの譲渡人が所有する、八代の畑1筆、331㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

続きまして2番、横浜市港北区にお住まいの譲受人が、中里にお住まいの譲渡人が所有する、中里の畑1筆、499㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

恐れ入りますが、議案集の9ページをお開き願います。

②賃借権の設定でございます。許可後の計画変更承認の申請が2件ございました。

2件とも、賃借人である東京都中央区の法人による圏央道建設工事にとまなう資材置場及び駐車場として使用するための一時転用の期間延長となります。

1番、八千代市及び東和田にお住まいの賃貸人が所有する、川上の畑1筆913㎡を借り受け、令和8年6月30日まで、資材置場として一時転用したいという申請でございます。

2番、佐倉市にお住まいの賃貸人が所有する、川上の畑2筆、合計1,053㎡を借り受け、同じく令和8年6月30日まで、駐車場として一時転用したいという申請でございます。

総会資料17ページに案内図、18ページから20ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条、①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、残高証明書及び融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年12月1日着手、令和8年5月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法につきましては、近日中に開発許可申請が提出される予定です。

計画面積の妥当性については、331平方メートルの敷地に、建築面積約64平方メートルの専用住宅及び建築面積約15平方メートルの倉庫を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内浸透処理しオーバーフロー分は市道側溝へ放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は、玉造小学校の北西、市道加良部玉造線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の2番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和7年6月11日公告により除外済みです。除外後は農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、専用住宅です。

資力及び信用については、融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年9月20日着手、令和8年3月30日完了の予定です。計画面積の妥当性については、499平方メートルの敷地に、建築面積140.78平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内浸透により処理します。生活雑排水は合併処理浄化槽で処理し、処理水を既存の道路側溝に放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の2番につきましては、申請地は、中里コミュニティセンターの南、市道大和田倉水線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

次に、②賃借権の設定の1番及び2番、許可後の計画変更承認については、同一事業者による同一案件であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②賃借権の設定許可後の変更承認の1番及び2番です。

農地の区分は、1番が、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

2番は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められることから、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、圏央道建設工事に係る資材置場及び駐車場用地です。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農地に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われま

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、現在、圏央道建設工事に係る資材置場及び駐車場用地として使用中です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内自然浸透とする計画です。

なお、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の1番及び2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の1番と2番、許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、グリーンウォーターパークの西、市道川上2号線の東及び北側に位置する農地で、現況は申請どおり資材置場及び駐車場用地として使用されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番及び2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、②賃借権の設定の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②賃借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、買受適格証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集10ページをお開き願います。

議案第3号、買受適格証明願について、でございます。

①3条でございます。千葉地方裁判所の競売に参加するための買受適格証明願が1件ございました。買受適格証明書とは、裁判所の競売や税務署の公売などで農地を取得する際に、農地法に基づく許可が下りる見込みがあることを証明する書類でございます。

これは、本来、農地を取得できない人が競売に参加し、最高価格で落札してしまうと、農地を取得できてしまうことから、申請人が農地法第3条の規定による許可基準

を満たしているかどうかを審査していただき、証明の可否を審議していただくものでございます。

なお、本案件が承認され、その後、当該申請者が買受適格証明書をもって競売に参加し、裁判所から売却決定通知書を交付された買受人となった場合は、あらためて農地法第3条の規定による許可申請書を提出する必要がありますが、事務の迅速化を図るため、今回の買受適格証明願とあわせて農地法第3条の許可申請書も提出されておりますので、当該証明書の交付時と3条の申請内容が異ならない限りは、裁判所からの売却決定通知をもって、3条の許可書を交付してよろしいか も併せてご審議いただくものでございます。

1番、美郷台二丁目にお住まいの申請人が、北羽鳥の田1筆、1,950㎡について、買受適格証明願があったもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されており、事由は「申請地付近の田で作付けをしており、作付面積を増やしたいため」というものです。総会資料21ページに案内図がございます。

以上で議案第3号、買受適格証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、議案第3号について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 買受適格証明願の①、3条の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、3条の1番は、田1筆を取得し、蓮根を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから買受適格証明願の①3条の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、申請者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第3号、買受適格証明願につきましては、申請地は、豊住駐在所の東、市道北羽鳥1号線の西に位置する農地で、田として耕作されておりました。

審査の中で委員より、「競売に参加するためには、この証明書が無ければ参加することができないのか。」との質問があり、事務局からは「おっしゃるとおりで、農地の競売に参加する場合、証明書がなければ、参加することはできません。」との回答がありました。また、別の委員からは、「最高額で落札後に、改めて3条の許可申請手続きが必要になるのか、この審査で終わるのか、教えてほしい。」との質問があり、事務局からは、「買受適格証明願の審査で3条の審査も兼ねておりますので、今回のみで終了します。」との回答がありました。審査の結果、異議はありませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○矢崎委員 蓮根を作付けるとの申請ですが、現在の耕作面積のすべてで蓮根を作付けしているのでしょうか。また、申請地付近に以前住んでいたとか、実家があるのかなのでしょうか。
(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 全て蓮根の作付けを行っております。申請地の近くに申請者の実家があるとのことでした。

○議長 その他質問等ございますでしょうか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号は可決されました。事務局におきましては、その後の手続きもよろしくお願いいたします。
以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。
(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集 11 ページをお開き願います。

「議案第 4 号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」でございます。2 件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記手続きに際しましては、農地法による許可に基づいた転用事実確認証明書を添付しなければ地目変更をすることはできません。

しかしながら、今回の申請は、農地法の所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、この間、農地法第 51 条の規定による違反転用の処分を受けていない土地であることから、「農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事の証明」を受けようとするものでございます。

なお、この証明は、千葉県の「農地転用関係事務指針」に基づいて行うものであり、農地法に基づく農地転用許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものであります。したがって、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではないとされております。

1 番、荒海にお住まいの申請人が、荒海の畑 2 筆、120 m²を「平成 15 年以前から農家住宅用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。

証明願には、20 年以上前に撮影された航空写真が添付されており、この間、農地法第 51 条の規定による違反転用の処分は受けておりません。

資料につきましては、総会資料 23 ページに案内図、24 ページに公図の写しがございます。

2 番、幡谷にお住まいの申請人が、幡谷の畑 1 筆、342 m²を「平成 13 年以前から住宅用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。

証明願には、20 年以上前に撮影された航空写真が添付されており、この間、農地法第 51 条の規定による違反転用の処分は受けておりません。

資料につきましては、総会資料 25 ページに案内図、26 ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第 4 号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第 4 号の 1 番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第 4 号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の 1 番に

つきましては、申請地は、荒海第三集会所の南西、市道長沼久住停車場線の北側に隣接する農地で、現況は宅地として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号の1番は可決されました。

次に、議案第4号の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の2番につきましては、申請地は、久住公民館の北西、県道久住停車場十余三線の北側に隣接する農地で、現況は宅地として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号の2番は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案(令和7年8月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集12ページをお開き願います。

「議案第5号農用地利用集積等促進計画案(令和7年8月)について」でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、13ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概要につきまして、15ページの総括表により、ご説明いたします。

なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、16ページから21ページをご覧ください。

それでは、議案集15ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。合計面積は41,808㎡、田が43筆、17件でした。

内訳につきましては、新規設定が、契約面積34,004㎡で、田35筆、10件でございます。再設定は、契約面積7,804㎡で、田8筆7件でございます。

続きまして1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集21ページから25ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

以上で「議案第5号農用地利用集積等促進計画案（令和7年8月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（森川小委員長の挙手あり）

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年8月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年8月）について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

（渋沢事務局長の挙手あり）

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集22ページをお開き願います。

「報告第1号専決処分について」でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集23ページでございます。

「①農地法第3条の3の規定による届出」でございます。5件の届出がございました。

この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集25ページでございます。

「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。1件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集26ページでございます。

「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。3件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集27ページでございます。

「④転用事実確認証明」でございます。

5条で1件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第1号専決処分につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集28ページをご覧ください。

「報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。20件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集33ページをご覧ください。

「報告第3号農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。全体で1件の届出がございました。

①千葉県農地転用関係事務指針の規定による届出（軽微な農地改良）が1件ございました。

以上で「報告第3号農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていた

できます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第3号農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集34ページをご覧ください。

「報告第4号農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、成田出張所より1件、香取支局より1件、合計2件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

②裁判所の照会分として、千葉地方裁判所より1件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第4号農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第4号農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわ

たり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第26回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時5分)